

熊本県中小企業融資制度 新型コロナウイルス感染症対応資金 一覧 (令和2年3月16日時点)

	① 県独自分	② 国指定分【セーフティネット保証4号】	③ 国指定分【危機関連保証】 (令和2年3月23日追加予定)
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (危機関連保証 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲20%以上)	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲15%以上)
融資限度額	8,000万円(通常枠)	8,000万円(特別枠) ※①、③と併せて2.4億円	8,000万円(特別枠) ※①、②と併せて2.4億円
融資期間	1年 ～ 10年(据置期間 1年以内)		1年 ～ 10年(据置期間 2年以内)
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内	
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)		
借換え	熊本地震分(※)について可能		

(※)熊本地震に関する、県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分